

# ハード事業

## ハード事業とは

商店街が街路灯・モニュメント・ベンチ・カラー舗装等の施設を設置又は改修する事業です。

## ■ 市のハード事業補助金 ■ (コミュニティ関連施設設置事業補助金)

### 補助対象団体

商店街振興組合	事業協同組合	任意商店街
地区商店街連合会	商工会議所	商工会

### 補助の対象となる事業

商店街が行う賑わい等を創出するためのハード事業で、次の施設の設置及び改修に係る経費が対象となります。

- 1 **CI・イメージアップ関連施設**  
街路灯・モニュメント・カラー舗装・ファサード整備等
- 2 **安全・安心関連施設**  
防犯カメラ（改修のみ）・AED等
- 3 **ユニバーサル・デザイン関連施設**  
段差解消施設・休憩ベンチ・授乳おむつ替え施設等
- 4 **環境対応施設**  
リサイクル施設・ソーラー付きモニュメント等

5 コミュニティ施設

コミュニティホール・ポケットパーク等

6 利便性向上施設

駐車場・駐輪場・公衆トイレ等

※1～6の施設は、各施設を基準に100mに5店舗以上あることが必要です。

7 情報化施設

バーチャル商店街・ポイントカード等

### 補助率及び補助限度額

補助率

新設 補助対象経費の1/3以内

改修 補助対象経費の1/2以内

補助限度額（市分）

新設 3,000万円

改修 500万円

※1,000円未満切捨て

※鋳物使用の場合 補助対象経費の10%を上乗せします。

※街路灯設置の場合…基準単価

鋳物使用の場合…500,000円以内

（補助額が216,000円を超えない範囲）

鋳物未使用の場合…300,000円以内

（補助額が100,000円を超えない範囲）

### 補助対象となる経費

補助対象経費は、事業を実施するために要する経費となります。  
但し、次の経費は除きます。

- 1 施設設置に係る土地の取得費用及びそれに伴う移転保証などの経費。
- 2 道路法（昭和27年法律180号）建築基準法（昭和25年法律201号）その他関係法令に違反する施設にかかる経費
- 3 権利の取得等に関する経費

## 申請書類の提出

### 1. 申請書の提出

事業を開始する前に提出していただく書類

※事業を開始する30日前までに提出してください。

(県の補助対象事業については、40日前です。)

① 補助金等交付申請書(様式第1号)

② 資金計画表

③ 通帳の写し

※通帳については、新たに補助事業用の通帳を作ってください。

※一般会計から事業予算を組み入れる場合は、どこから組み入れたか、わかる書類を添付してください。

※寄付などで入金のある場合は、相手方の名前がわかるように通帳に振り込んでください。

④ 土地使用承諾

※事業の実施場所が、民有地の場合は土地の使用承諾書を土地の所有者からもらってください。

⑤ 構成員負担分内訳書(事業実施同意書)

※総会で事業が議決され、欠席者の委任状がある場合は不要。

議決後の新規会員分は必要。

⑥ 業者選定委員会の委員名簿

⑦ 業者選定委員会議事録



1ページ 名簿

2ページ 議事録(第1回~業者決定まで)

1回目 出席者・見積もり徴収業者の選定理由  
具体的に記載してください

2回目 } 出席者・業者の説明内容及び質疑内容  
3回目 } 業者数の多い場合は、会議数が増え  
4回目 } ます。

5回目 出席者・施工業者決定の理由  
具体的に記載してください

※選定業者の見積書(3社以上)をすべて添付してください。

※※業者の選定方法については、P.27~を参照してください。

⑧ 工事仕様書(位置図・見取り図・設計概要等の写し)

- ⑨ **鋳物使用材料比率計算書**  
鋳物を使用して、街路灯・モニュメントを設置する場合は、  
材料費の1/3以上の鋳物を使用した場合に補助率が上がります。
- ⑩ **総会の資料**（補助事業内容・予算が議案として審議されているもの）
- ⑪ **総会の議事録**
- ⑫ **商店街の会員名簿**（役員・構成員の氏名、住所、業種、電話番号等の  
連絡先を記載してください。）
- ⑬ **商店街の規約・会則等**
- ⑭ **道路占用許可・道路使用許可**
- ⑮ **商店街の位置図・商店の位置図・事業実施場所のわかる地図**
  - 商店街の位置図…近隣の駅等から商店街の位置がわかるように、色を付けてください。
  - 商店の位置図…住宅地図に商店会員、会員以外で色を分けて店舗の位置に色を付けてください。
  - 事業の実施場所…商店街の位置図に事業の実施場所を明記してください。
- ⑯ **施設設置前の状況が確認できる写真**

## 2. 事業の検査

- 交付決定通知後に、施工業者と契約をしてください。
- 契約後、完成までに3回の検査が必要です。  
施工業者に連絡し、工事の工程を産業振興課商業観光係に連絡してください。 電話 259-9018

- 1 **事前検査**…設置に必要な部品等が納品された時に材料の検査を行います。
- 2 **施工検査**…基礎の部分（掘削のサイズ等）の検査を行います。
- 3 **竣工検査**…完成時の検査を行います。

※ 県の補助金を受ける場合は、事業を2月末までに完了してください。また、その場合、上記の他に県の検査が実施されます。

### 3. 実績報告書の提出

#### 事業の終了後に提出していただく書類

※事業終了後、30日以内に提出してください。県の補助を受ける事業については、3月10日までに、市の補助のみで3月中の事業については、3月31日までにできるだけ早く提出してください。

① 補助金等実績報告書（様式第4号）

② 資金の決算表

③ 契約書の写し

交付決定通知の日付以降の契約日になっているか確認してください。

④ 請求書の写し

⑤ 領収書の写し

振込んだ日付等に注意してください。

⑥ 振込依頼書

代金の支払いは、必ず金融機関を通して、支払いをしてください。

⑦ 通帳の写し

入金・借入金・支払いが通帳に記載してあることを確認し、コピーしてください。

⑧ 借入金の関係書類

借入金（一時借り入れ）の借入先・返済方法のわかるものが必要です。

⑨ 施設設置後の配置図

⑩ 工事の記録写真

工事中（掘削のサイズのわかるもの・コンクリート注入等）・工事後

⑪ 鋳物使用部品の価格を証明する書類

鋳物部品を使用している場合は必要です。（例：鋳物部品の納品書など）

※施工業者にお願いしてください。

⑫ その他（事業実施のための規程の写し等）

### 4. 請求書の提出

確定通知後に提出してもらいます。

#### 補助金の請求に必要な書類

① 補助金等交付請求書（様式第6号）

② 補助金等交付確定通知書の写し

③ 債権債務者登録申請書

③は通帳の名義等が変更になった場合のみ提出してください。

■ **県のハード事業補助金** ■ (商店街等施設整備事業補助金)

**補助対象団体**

商店街振興組合      事業協同組合      任意商店街  
地区商店街連合会      商工会議所      商工会

**補助の対象となる事業**

LED街路灯／ソーラーパネル整備      駐車場／駐輪場整備  
ICカード機器設置      イベントスペース整備      移動販売車購入

**補助率及び補助限度額**

補助率  
補助対象経費の1／3以内

市の補助金と合わせると…  
新設 県 1/3+市 1/3=2/3  
改修 県 1/3+市 1/2=5/6

補助限度額 (県分)

新設 上限 1,000万円 下限 50万円  
改修 上限 250万円 下限 25万円

※LED街路灯の整備：1基当たり上限11万5千円。

新設は10基以上、改修は3基以上とします。

## 補助要件

LED街路灯の整備の場合、軽減された光熱費等の経費を活用して、地域商業活性化イベントを実施することが補助の要件です。

例：エコバック普及事業等

## 補助方法

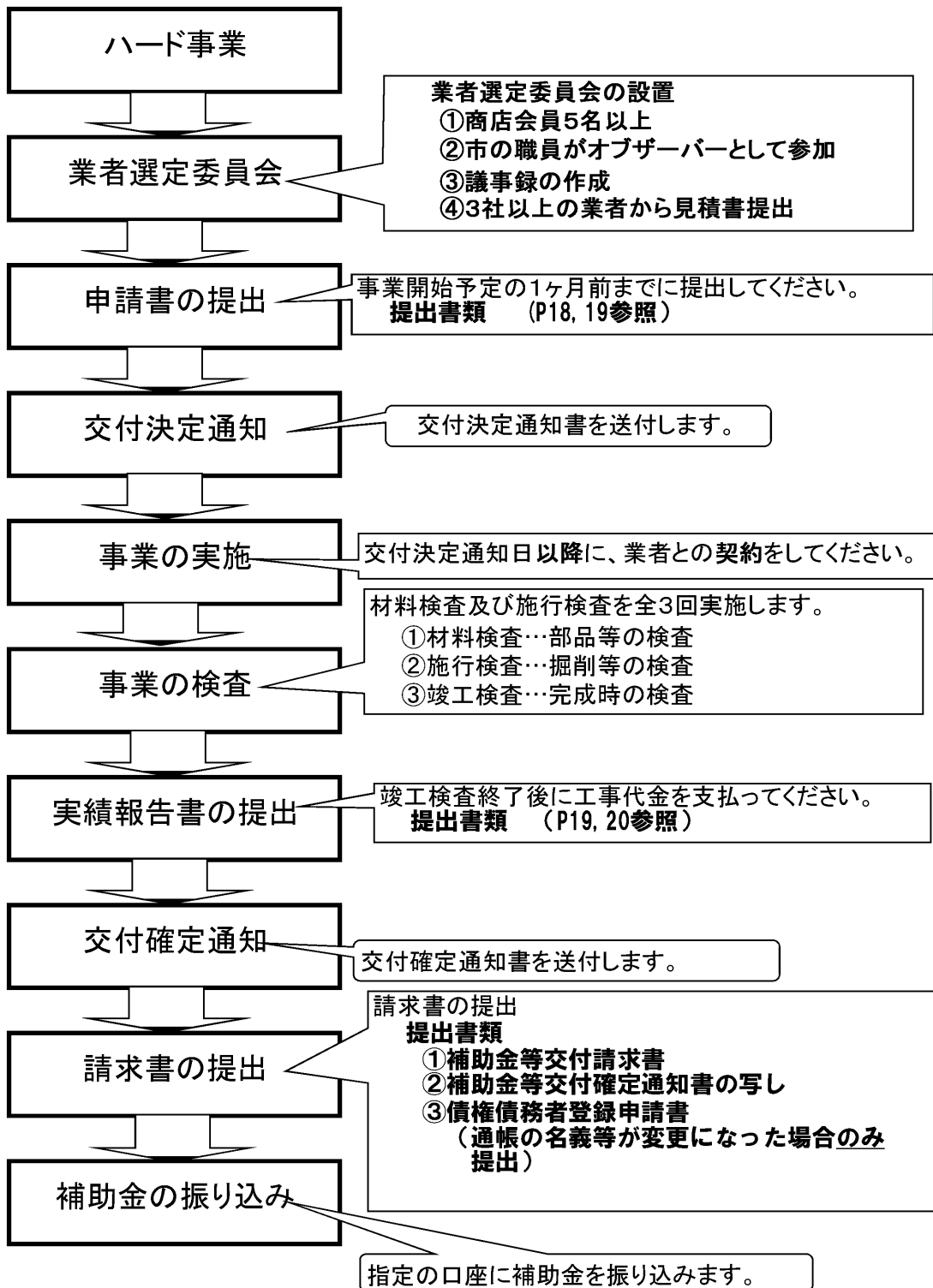
市を經由して補助します。県の補助金と市の補助金を合算した額を、市から補助団体に交付します。

## 申請書類等

市を經由して県に申請するため、市の補助金申請書類を提出するだけで結構です。ただし、書類によっては、必要部数が多くなります。

県の補助金と市の補助金を合算した金額を、市に申請します。

## ハード事業の流れ





## 補助金額の算定例

### 補助率及び限度額



・ LED街路灯の新設（建替え）・改修（LED化）

補助対象経費の 1 / 3 以内

補助限度額

（新設） 上限 1,000万円 下限 50万円

（改修） 上限 250万円 下限 25万円

1基あたり限度額 115,000円以内



・ 街路灯新設（建替え）・改修

【新設（建替え）】 補助対象経費の 1 / 3 以内

【改修】 補助対象経費の 1 / 2 以内

※ 鋳物使用の場合 補助対象経費の10%を上乗せします。

補助限度額

（新設） 上限 3,000万円

（改修） 上限 500万円

1基あたり限度額

鋳物未使用の場合 100,000円以内

鋳物使用の場合 216,000円以内

### 市と県のハード補助を合わせて申請する場合の基本的な考え方

【新設】

補助率…県 1 / 3 以内 + 市 1 / 3 以内 = (県・市の合計) 2 / 3 以内

補助限度額…県 1,000万円 + 市 3,000万円 = (県・市の合計) 4,000万円

【改修】

補助率…県 1 / 3 以内 + 市 1 / 2 以内 = (県・市の合計) 5 / 6 以内

補助限度額…県 250万円 + 市 500万円 = (県・市の合計) 750万円



## LED街路灯新設の場合(鋳物未使用)

1基あたり30万円(消費税含む)、30基設置の場合  
事業費 900万円

県 900万円(事業費) × 1/3 (補助率) = 300万円  
→上限250万円

市 900万円(事業費) × 1/3 (補助率) = 300万円

県250万円+市300万円=550万円(補助金額)

事業費900万円-補助金額550万円=350万円(商店街負担分)



## LED街路灯新設の場合(鋳物使用)

1基あたり50万円(消費税含む)、30基設置の場合  
事業費 1,500万円

県 115,000円(1基限度額) × 30基(設置基数) = 345万円  
(1基50万円(1/3補助率) 基準限度額115,000円を超えるため)

市 1,500万円(事業費) × 1/3 (補助率) = 500万円

1,500万円(事業費) × 10% (上乗せ) = 150万円

県345万円+市500万円+市150万円=995万円(補助金額)

事業費1,500万円-補助金額995万円=505万円(商店街負担分)

### 注意

記載の金額はあくまでも参考例です。設置費やLEDランプの単価・交換工事費等は、街路灯のタイプ・形状やワット数等により異なります。

※業者の選定については、「業者の選定方法について」(P. 27~)を見てください。



### 街路灯改修の場合(LED化)

1基あたり25万円(消費税含む)、40基設置の場合  
事業費 1000万円

県 1,000万円(事業費)×1/3(補助率) = 333万3千円

市 1,000万円(事業費)×1/2(補助率) = 500万円

県333万3千円+市500万円+=833万3千円(補助金額)

事業費1,000万円-補助金額833万3千円

= 166万円7千円(商店街負担分)

#### 注 意 事 項

- 1 県の街路灯整備補助はLEDのみ対象です。  
新設は10基以上、改修の場合は3基以上が条件です。
- 2 新設の場合、概ね30m以内で等間隔に設置してください。
- 3 総会等で事業が議案として審議され、会員全員の承諾が必要となります。欠席者は委任状が必要です。
- 4 LED街路灯以外の補助事業にも別途要件があります。  
詳細については産業振興課商業観光係までご連絡ください。

# 業者の選定方法について

## 業者選定委員会の設置

施工業者の選定にあたり、業者選定委員会を設置します。

業者は、補助金額の内示後に決めることとなります。

業者選定委員会は内示前の総会の時に、委員を商店街の会員から  
選び、設置しておいてください。

業者選定委員会の要件は

議事録には、出席者・議事の内容を記載してください。

- 1 人数は、商店街の会員が5名以上とする。
- 2 市の職員がオブザーバーとして出席する。
- 3 業者選定委員会での、書記を決め、毎回、議事録を作成する。

## 業者選定委員会の流れ

### 1回目

#### 業者の選定

- ① 3社以上の提案業者を選びます。
- ② 事業の内容（デザイン・予定金額等）を決め、見積書を依頼します。

※見積書には、値引きは記載しないようお願いしてください。

※提出期限は提案業者すべて同日にしてください。

### 2～4回目

#### 業者からの説明

- ① 提出された見積書について提案業者から説明してもらいます。

※提案業者の数により会議の回数が変わります。

### 5回目

#### 業者の決定

- ① すべての提案業者の説明が終わりましたら、見積書の説明をふまえ、金額・材料・デザイン等を考慮して業者を決定します。

業者が決まりましたら、申請書類の作成となります。  
申請には、業者選定委員会の議事録が必要です。

様式第 1 号

## 補助金等交付申請書

平成 年 月 日

川 口 市 長

申請者

住所又は所在地 川口市青木 2-1-1

氏名又は団体名 元気川口商店会

及び代表者名 会長 川口 太郎



川口市補助金等交付規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	平成〇〇年度	補助金等の名称	コミュニティ関連施設設置事業補助金
補助事業等の目的 及び内容	街路灯設置事業 (LED 化)		
補助事業等の効果	老朽化した街路灯を建て替えることにより、商店街のイメージ アップ及び夜間来街者の増加を図る。		
補助事業等の経費所要額	9,000,000 円 (例)		
補助金額	5,500,000 円 (例)		
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日 (予定)	着手 平成〇〇年〇〇月〇〇日 完了 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他 4 5 6		
※ 担当課処理欄			

注 ※印の欄は記入しないこと

<記入例>

資金計画表

市町村名	川口市	補助事業者名	元気川口商店会
施設種類	街路灯	事業費計	9,000,000 円

事業収支		契約時まで	工事終了まで	精算時	計	備考	
事業支出 (事業費支払)			9,000,000		9,000,000		
資 金 計 画	補助金 (県+市町村)			5,500,000	5,500,000		
	補助事業者負担分	積立金					
		徴収金					
		借入金		5,000,000	△ 5,000,000	0	
		その他の資金		4,000,000	△ 500,000	3,500,000	街路灯事業用準備金より
	小計			9,000,000		9,000,000	
補助金が精算払いの場合の一時借入金			5,000,000				
備考			市商連				

様式第4号

## 補助事業等実績報告書

平成 年 月 日

川口市長

### 補助事業者

住所又は所在地 川口市青木2-1-1

氏名又は団体名 元気川口商店会

及び代表者名 会長 川口 太郎



川口市補助金等交付規則第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	指 令 番 号	指令第 〇〇 号
補 助 年 度	平成 〇〇 年度	補助金等の名称	コミュニティ関連施設 設置事業補助金
補助事業等の名称	街路灯設置事業 (LED化)		
補助事業等の施行場所	元気川口商店会		
着 手 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日	完 了 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
補助金等の交付決定通知額	5,500,000 円 (例)		
補助金等の既交付額	円		
補助事業等の経費精算額	9,000,000 円 (例)		
補助事業等の経過 及 び 内 容	街路灯を建て替えることにより、商店会のイメージアップにつながった。また夜間来街者の安全確保にも役立った。		
添 付 書 類 1 収支決算書 2 3 4 5	※ 報告事項審査結果		

注 ※印の欄は記入しないこと



<記入例>

資金決算表

市町村名	川口市	補助事業者名	元気川口商店会
施設種類	街路灯	事業費計	9,000,000 円

事業収支		契約時まで	工事終了まで	精算時	計	備考	
事業支出 (事業費支払)			9,000,000		9,000,000		
資 金 計 画	補助金 (県+市町村)			5,500,000	5,500,000		
	補助事業者負担分	積立金					
		徴収金					
		借入金		5,000,000	△ 5,000,000	0	
		その他の資金		4,000,000	△ 500,000	3,500,000	街路灯事業用準備金より
	小計			9,000,000		9,000,000	
補助金が精算払いの場合の一時借入金			5,000,000				
備考			市商連				

様式第6号

## 補助金等交付請求書

平成 年 月 日

川 口 市 長

### 補助事業者

住所又は所在地 川口市青木2-1-1

氏名又は団体名 元気川口商店会

及び代表者名 会長 川口 太郎



川口市補助金等交付規則第14条第2項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	指 令 番 号	指令第 〇〇 号
補助年度	平成 〇〇 年度	補助金等の名称	コミュニティ関連施設 設置事業補助金
補助事業等の名称	街路灯設置事業 (LED化)		
補助金等の交付決定通知額	5,500,000 円 (例)		
交付確定額	5,500,000 円 (例)		
補助金等の既交付額	年 月 日 交付	..... 円	
	年 月 日 交付	..... 円	
	年 月 日 交付	..... 円	
	計	..... 円	
今回交付請求額	5,500,000 円 (例)		
未 交 付 額	円		
添 付 書 類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の 写し 2 3		